

# 文教委員会資料⑤

## 1 令和8年第2回定例会提出予定議案の説明

- (10) 議案第84号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例等  
の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第84号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例等  
の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

こども未来局

(令和8年5月27日)

## 議案第 8 4 号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

### 1 条例改正の背景

- (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 7 年内閣府令第 1 0 4 号）
- (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 8 年内閣府令第 3 号）
- (3) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 8 年内閣府令第 1 0 号）
- (4) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の一部改正（令和 8 年内閣府令第 1 0 号）

### 2 改正の主な内容

- (1) 上記 1（1）に伴い、家庭的保育事業等の設置者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこととするもの
- (2) 上記 1（2）に伴い、満 3 歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準については、小規模保育事業所 A 型における設備及び職員の基準と同様とすることとするもの
- (3) 上記 1（3）に伴い、小規模保育事業所 A 型等における保育士の数の算定に当たっては、理学療法士等に該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者を、1 人に限り、保育士とみなすことができることとするもの
- (4) 上記 1（4）に伴い、小規模保育事業所 A 型等における満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士等の配置基準の規定に係る経過措置の期間（猶予期間）を、令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとするもの

### 3 施行期日

公布の日から施行。ただし、上記２（１）については、令和８年１２月２５日から施行

## 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例 平成26年9月5日条例第35号 (最低基準の目的)</p> <p>第2条 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号若しくは同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合)にあつては、当該児童を含む。以下同じ。) (以下「利用乳幼児」という。)が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第8条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第4項、第17条、第18条第1項から第3項まで、第23条第1項並びに第23条の3第2項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。)を行う事業者(以</p>	<p>○川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例 平成26年9月5日条例第35号 (最低基準の目的)</p> <p>第2条 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合_____ )にあつては、当該児童を含む。以下同じ。) (以下「利用乳幼児」という。)が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第8条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第4項、第17条、第18条第1項から第3項まで、第23条第1項並びに第23条の3第2項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項_____ )</p>

改正後	改正前
<p><u>下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）</u>にあつては、<u>第1号及び第2号に掲げる事項</u>に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。</u>）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第46条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう</p>	<p>_____に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等 _____により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第46条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう</p>

改正後	改正前
<p>にするための措置が講じられていること。</p> <p>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p> <p>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>（1）家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件の全てを満たすと市長が認めること。</p> <p>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>（2）市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</p> <p>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</p> <p>（1）家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</p> <p>（2）事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</p> <p>6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用し</p>	<p>にするための措置が講じられていること。</p> <p>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p> <p>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>（1）家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件の全てを満たすと市長が認めること。</p> <p>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>（2）市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</p> <p>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</p> <p>（1）家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</p> <p>（2）事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</p> <p>6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用し</p>



改正後	改正前
<p><u>等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>（運営規程）</p>	<p>（運営規程）</p>
<p>第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 <u>（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）</u></p> <p>(7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待等の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項</p> <p>（小規模保育事業の区分）</p>	<p>第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 _____</p> <p>(7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待等の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項</p> <p>（小規模保育事業の区分）</p>
<p>第30条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型 <u>（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）</u> 及び小規模保育事業C型 <u>（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）</u> とする。</p> <p>（職員）</p>	<p>第30条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型 _____ 及び小規模保育事業C型 _____ とする。</p> <p>（職員）</p>
<p>第32条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かななければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型</p>	<p>第32条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かななければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型</p>

改正後	改正前
<p>又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号 <u>又は第3号</u>の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師 <u>(以下「看護師等」という。)</u> <u>を</u> 1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p><u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)</u> <u>又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)</u> <u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。この場合において、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)</u> <u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を</u></p>	<p>又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号 _____ の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師 <u>のうちの</u> 1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項後段の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>（職員）</p> <p>第35条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>（1） 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>（2） 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>（4） 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p><u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。この場合において、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を</u></p>	<p>（職員）</p> <p>第35条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>（1） 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>（2） 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>（4） 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師のうちの</u>1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項後段の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>（利用定員）</p> <p>第39条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項<u>第1号</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。</p> <p>（職員）</p> <p>第48条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ってはならない。</p> <p>（1） 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>（2） 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>（4） 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p><u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。この場合において、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）</u></p>	<p>（利用定員）</p> <p>第39条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項_____の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。</p> <p>（職員）</p> <p>第48条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ってはならない。</p> <p>（1） 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>（2） 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>（4） 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師のうち</u>1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項後段の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>（職員）</p> <p>第51条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>（1）乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>（2）満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>（3）満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>（4）満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p><u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみな</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（職員）</p> <p>第51条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>（1）乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>（2）満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>（3）満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>（4）満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師のうち</u>1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>（新設）</p>



改正後	改正前
<p>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第32条第2項各号又は第48条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第32条第2項又は第48条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</p> <p>10 前2項の規定を適用するときは、保育士(第32条第3項若しくは第4項、第48条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、同項の規定の適用がないものとした場合の第32条第2項又は第48条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。</p> <p>附 則(令和6年6月28日条例第53号) (経過措置)</p> <p>2 保育士(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)及び保育従事者(改正後の条例第35条第1項及び第51条第1項に規定する保育従事者をいう。以下同じ。)の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、同条例第32条第2項、第35条第2項、第48条第2項及び第51条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育</p>	<p>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第32条第2項各号又は第48条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第32条第2項又は第48条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</p> <p>10 前2項の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第32条第3項若しくは第48条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第32条第2項又は第48条第2項の規定により算定した数をいう。)の3分の2以上、置かなければならない。</p> <p>附 則(令和6年6月28日条例第53号) (経過措置)</p> <p>2 保育士並びに</p> <p>改正後の条例第35条第1項及び第51条第1項に規定する保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、同条例第32条第2項、第35条第2項、第48条第2項及び第51条第2項の規定</p>

改正後	改正前
<p><u>従事者の数に係る部分に限る。)</u>は、適用しない。この場合において、改正前の条例第32条第2項、第35条第2項、第48条第2項及び第51条第2項の規定<u>(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に係る部分に限る。)</u>は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>	<p>は、適用しない。この場合において、改正前の条例第32条第2項、第35条第2項、第48条第2項及び第51条第2項の規定<u>_____</u> <u>_____</u>は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>
<p><u>3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第32条第2項、第35条第2項、第48条第2項及び第51条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に係る部分に限る。)</u>は、適用しない。この場合において、改正前の条例第32条第2項、第35条第2項、第48条第2項及び第51条第2項の規定<u>(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に係る部分に限る。)</u>は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>	<p><u>(新設)</u></p>